

骨髄移植等の医療行為により予防接種の再接種が必要になった方へ

骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された場合、予防接種の再接種費用を助成します。 ※必ず事前の手続きが必要です。

●**対象者** 再接種日において市内に住所を有する 20 歳未満の者で、骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている者

●認定通知書の申請及び再接種費用の請求・交付までの流れ

1 認定通知書の申請・交付

- ① 「鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成対象者認定通知書」の交付申請に必要な書類等を鹿屋市健康増進課へ提出してください。（郵送申請可）

〈申請に必要なもの〉

- ・「鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成対象認定申請書」（第 1 号様式）
- ・治療医が記載した「鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成に係る医師意見書」（第 2 号様式）
- ・骨髄移植等の医療行為前の予防接種歴が確認できるもの（母子健康手帳の写し等）
- ・印鑑（認印で可。朱肉を使うもの）※認定申請書に押印

- ② 申請内容を審査の上、認定の可否を通知し、鹿屋市健康増進課より「鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成対象者認定通知書」を交付します。

2 予防接種の再接種

- ① 発行された認定通知書を医療機関に提出し、予防接種の再接種を受けます。
※予診票は、医療機関の任意の様式を使用してください。
- ② 再接種後、接種費用を医療機関に支払い、実施医療機関が発行した領収書及び再接種の予診票（原本または写し）を受け取ります。

3 助成金の申請・交付

- ① 「鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用（償還払）申請書兼請求書」に必要な書類を添えて、鹿屋市健康増進課へ提出してください。（郵送申請可）
- ② 申請内容を審査の上、通知し、申請書兼請求書に記載の通帳の口座に助成金を振り込みます。

〈申請に必要なもの〉

- ・「鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用（償還払）申請書兼請求書」（第 5 号様式）
- ・再接種実施医療機関が発行した領収書
（接種対象者名・予防接種名・接種費用・接種日・医療機関名が記載されたもの）
- ・再接種の予診票（原本または写し）
- ・母子健康手帳（再接種した予防接種の記録のページ）の写しまたは接種済証
- ・振込口座の通帳の写し（申請者と同じ名義のもの）
- ・印鑑（認印で可。朱肉を使うもの）※申請書兼請求書に押印

●**助成金額** 再接種に要した費用として医療機関に支払った額のうち、再接種日時点で鹿屋市が定める額を上限とする。

●**申請期限** 予防接種の再接種を受けた日から 12 か月以内（郵送申請可）

※申請書類は、鹿屋市ホームページからダウンロードできます。



【お問合せ・書類提出先】

鹿屋市健康増進課（鹿屋市保健相談センター）
〒893-0007 鹿児島県鹿屋市北田町 11 番 6 号
TEL 0994-41-2110（直通）
FAX 0994-41-2117